

新潟県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第34号

新潟県税規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正部分に改め、改正部分に対応する改正後部分がある場合には当該改正部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正前	改正後
<p>(還付金等の還付又は充当の通知)</p> <p>第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合は、<u>次掲げる特別徴収義務者に通知するものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第73条の2第7項、第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに<u>附則第11条の4第2項</u>において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による不動産取得税額及びこれに係る徴収金</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(不動産取得税の還付の申請等の添付書類)</p> <p>第61条の2 法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに<u>附則第11条の4第2項</u>において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の申請をする者は、申請書にこれらの規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(不動産取得税の減額等に対する決定の通知)</p> <p>第62条 (略)</p>	<p>(還付金等の還付又は充当の通知)</p> <p>第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合は、<u>次掲げる特別徴収義務者に通知するものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第73条の2第7項、第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに<u>附則第11条の4第2項</u>及び<u>第5項</u>において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による不動産取得税額及びこれに係る徴収金</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(不動産取得税の還付の申請等の添付書類)</p> <p>第61条の2 法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに<u>附則第11条の4第2項</u>及び<u>第5項</u>において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の申請をする者は、申請書にこれらの規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(不動産取得税の減額等に対する決定の通知)</p> <p>第62条 (略)</p>

2 局長は、法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項及び第5項において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の申請があつた場合において、これに対し減額の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

別表（第117条関係）

文書等の名称 (略)	根拠条文	様式
不動産取得税の減額（選付）申請書	法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項及び第5項において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）	(略)
(略)		

第77号様式の2（第117条関係）

不動産の取得（特例適用）申告書（非木造家屋用）

(略)

ガス設備
<input type="checkbox"/> 都市
<input type="checkbox"/> プロパン

2 局長は、法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の申請があつた場合において、これに対し減額の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

別表（第117条関係）

文書等の名称 (略)	根拠条文	様式
不動産取得税の減額（選付）申請書	法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）	(略)
(略)		

第77号様式の2（第117条関係）

不動産の取得（特例適用）申告書（非木造家屋用）

(略)

排水設備
<input type="checkbox"/> 公共下水道
<input type="checkbox"/> 合併処理槽
<input type="checkbox"/> 浄化槽
ガス設備
<input type="checkbox"/> 都市
<input type="checkbox"/> プロパン

第79号様式 (第117条関係)

不動産取得税の減額 (還付) 申請書

(略)		床面積		完成年月日
		m ²		取得年月日
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
公共事業に係る収 用又は譲渡		年 月 日	居住開始	年 月 日
耐震改修完了		年 月 日	譲渡の相 手方の居 住開始	年 月 日
改修工事 対象住宅 に係る改 修完了		年 月 日		年 月 日
(略)		(略)		

第79号様式 (第117条関係)

不動産取得税の減額 (還付) 申請書

(略)		床面積		完成年月日
		m ²		取得年月日
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
収用又は譲渡		年 月 日	居住開始	年 月 日
耐震改修完了		年 月 日	居住開始	年 月 日
(略)		(略)		

第80号様式 (第117条関係)

不動産取得税の徴収猶予申告書

(略)		床面積		完成年月日
		m ²		取得年月日
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
公共事業に係る収 用又は譲渡(予定)		年 月 日	居住開始 (予定)	年 月 日
耐震改修完了 (予 定)		年 月 日	譲渡の相 手方 (予 定)	年 月 日
改修工事 対象住宅		年 月 日	譲渡の相 手方 (予 定)	年 月 日
(略)		(略)		

第80号様式 (第117条関係)

不動産取得税の徴収猶予申告書

(略)		床面積		完成年月日
		m ²		取得年月日
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
収用又は譲渡 (予 定)		年 月 日	居住開始 (予定)	年 月 日
耐震改修完了 (予 定)		年 月 日	居住開始 (予定)	年 月 日
(略)		(略)		

に係る改 修完了 (予定)	定)	住 開 始 (予定)
(略)		

第101号様式 (第117条関係)

1 当該年度の都道府県民税所得割額 (以下「所得割額」という。)の納付を要する者	
<p>法第23条第1項第7号に定める控除対象配偶者又は同項第8号に定める扶養親族に該当する場合</p>	<p>4 控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない場合</p>
5 農業、林業、水産業に従事する者	
1 県下全域 2 放鳥獣猟区の区域のみ	

(略)		
-----	--	--

第101号様式 (第117条関係)

1 当該年度の都道府県民税所得割額 (以下「所得割額」という。)の納付を要する者	
<p>地方税法第23条第1項第7号に定める控除対象配偶者又は同項第8号に定める扶養親族に該当する場合</p>	<p>4 控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない場合</p>
5 農業、林業、水産業に従事する者	
1 県下全般 2 放鳥獣猟区の区域のみ	

<p>法附則第32条又は附則第32条の2に定める狩猟者の登録を受ける場合にあつてはその区分（該当番号を○で囲むこと。）</p>	<p>1 法附則第32条該当（対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録）</p> <p>2 法附則第32条の2第1項該当（許可捕獲等をした者に係る狩猟者の登録） （許可証の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日）</p> <p>3 法附則第32条の2第2項該当（許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録） （従事者証の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日）</p>
(略)	
収入証紙貼付欄	
<p>◎御注意 狩猟税は、新潟県が定めた収入証紙を貼つて納付することになつていますから、税額相当分の収入証紙をこの欄に貼つて提出すること。</p>	
(略)	
◎御注意	
1・2 (略)	
<p>3 法附則第32条及び附則第32条の2の登録を受ける場合にあつては、法附則第32条又は附則第32条の2の規定の適用があることを証する書類を添付してください。</p> <p>4 (略)</p>	

第2条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

<p>第101号様式（第117条関係）</p>	<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>第101号様式（第117条関係）</p>	<p>(略)</p>	<p>第101号様式（第117条関係）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>法附則第32条に定める対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録を受ける場合にあつてはその区分（該当番号を○で囲むこと。）</p>	<p>1 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録（法附則第32条第1号該当）</p> <p>2 1の登録を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合の狩猟者の登録（法附則第32条第2号該当） （1の登録を受けていた期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで）</p>
(略)	
収入証紙はり付け欄	
<p>◎御注意 狩猟税は、新潟県が定めた収入証紙をはつて納付することになつていますから、税額相当分の収入証紙をこの欄にはつて提出すること。</p>	
(略)	
◎御注意	
1・2 (略)	
<p>3 網猟、わな猟又は第1種銃猟に係る登録を受ける者で、軽減税率適用になる者は、所定の様式（別記第102号様式）による証明を必要としません。</p>	
<p>4 法附則第32条第1号の登録を受ける者は、対象鳥獣捕獲員であることを証する書類を添付してください。</p> <p>5 (略)</p>	

1	法附則第32条第1項該当（対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録）
2	法附則第32条第2項該当（認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者の登録）
3	法附則第32条の2第1項該当（許可捕獲等をした者に係る狩猟者の登録） （許可証の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日）
4	法附則第32条の2第2項該当（許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録） （従事者証の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日）

(略)

1	法附則第32条該当（対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録）
2	法附則第32条の2第1項該当（許可捕獲等をした者に係る狩猟者の登録） （許可証の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日）
3	法附則第32条の2第2項該当（許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録） （従事者証の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日）

(略)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年5月29日から施行する。

